

静岡県による市町村の補完（消費生活センターの共同設置等）

連携自治体

・静岡県 ・右記1市5町

背景

- ・平成27年4月、静岡県は「賀茂振興局」を設置し、関係市町との連携体制を強化。
- ・同月、「賀茂地域広域連携会議」（構成員：静岡県副知事、賀茂地域の市町長）を設置し、以後、約10ヶ月で7回実施。



事業内容

★消費生活センターの共同設置

連携協約

機関等の共同設置

- ・県内の消費生活相談体制の整備が急務だが、消費生活相談員の確保や単独でのセンター整備が困難、市町間連携による検討も進捗せず⇒**県と1市5町で地方自治法に基づく連携協約を締結**し、共同設置規約を制定して**消費生活センターを共同設置**。
- ・効率的、専門的な運用が可能となるとともに、県民相談が併せて実施されることで、多様な相談に対応可能となる。

★税の徴収事務の共同処理

協議会

- ・県、市町の職員で「賀茂地方税債権整理回収協議会」を設置し、市町村税の徴収事務の共同処理を行う。

★指導主事の派遣

職員派遣

機関等の共同設置

- ・指導主事未配置の賀茂地区の5町に県の指導主事を派遣（平成26年度～28年度）。各学校訪問（訪問指導、初任者研修等）、研修会の企画・開催等を実施。
- ・県と5町で検討を行い、**平成29年度から5町**で地方自治法に基づく指導主事を共同設置

